

砥部のりあいタクシーのご案内

運行区域・乗降場所

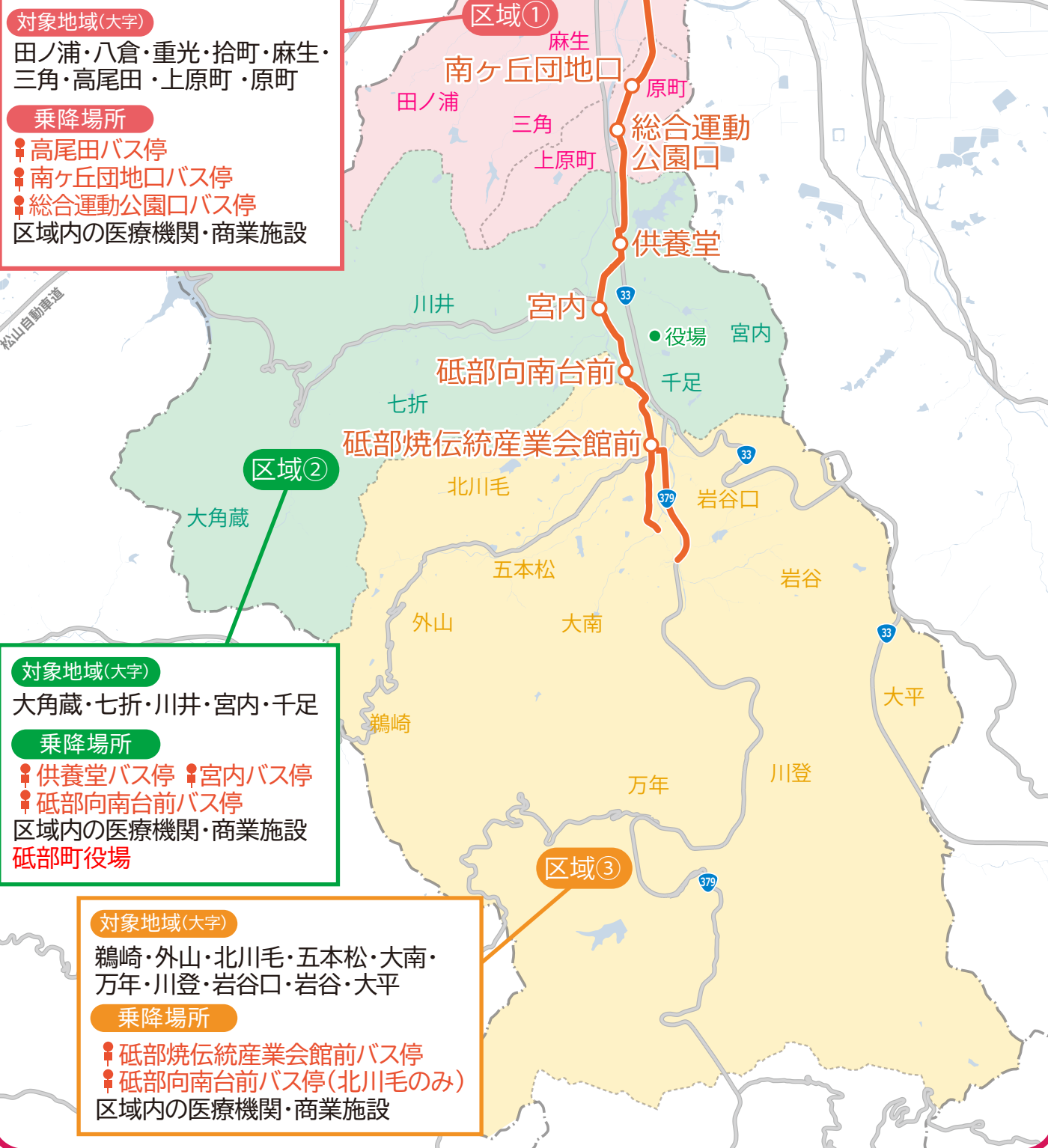
①～③の各運行区域内にある指定場所で乗降できます。
※運行区域をまたぐ利用はできません。

対象地域(大字)

田ノ浦・八倉・重光・拾町・麻生・三角・高尾田・上原町・原町

乗降場所

●高尾田バス停
●南ヶ丘団地口バス停
●総合運動公園口バス停
区域内の医療機関・商業施設



伊予鉄バス：森松・砥部線
砥部のりあいタクシーで乗降できるバス停のみを表示しています

利用できる乗降場所

各運行区域内のご自宅(付近)、指定バス停、医療機関、商業施設で乗降できます。
(※運行区域をまたぐ利用はできません)

運行日と時間

全ての運行区域の運行日が月曜日～土曜日の週6日になり、
9:00～16:00の間に電話でお申込みいただけます。
(※祝日、振替休日、12月29日～1月3日は運休)

事前登録不要



運行日・受付時間

月曜日～土曜日の9:00～16:00

※祝日、振替休日、12月29日～1月3日は運休

運賃

1人あたり1乗車200円

※小学生以下・各種障がい者手帳所持者は半額

※保護者同伴の4歳未満児は無料

砥部のりあいタクシーのお申し込み
砥部タクシー ☎958-3311



◎申し込みの時に「砥部のりあいタクシー」の利用であることを必ず伝えてください。
「砥部のりあいタクシー」の利用である旨をはっきり伝えないと通常のタクシー扱いとなり、砥部のりあいタクシー料金200円ではなく普通のタクシー料金となります。

◎普通のタクシーと同様に電話した時に空車があればすぐに配車(利用)できますが、空車がなければ空車が出るまで待ついただくことになります。

◎「1時間後に・・・」「午後2時に・・・」といった時間指定の予約はできません。
時間を指定したい場合は、通常のタクシーをご利用ください。

◎利用申込み状況によって、他の利用者と乗合となることがあります。

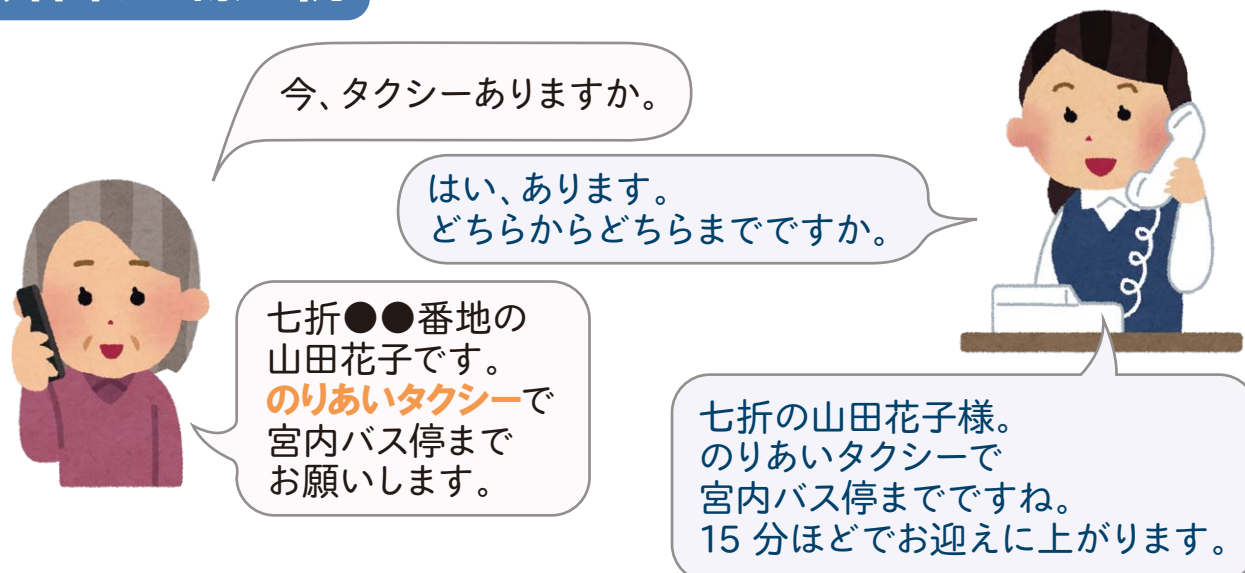
<砥部のりあいタクシーに関する問い合わせ先> 砥部町地域振興課 ☎962-7250

砥部のりあいタクシー ご利用案内

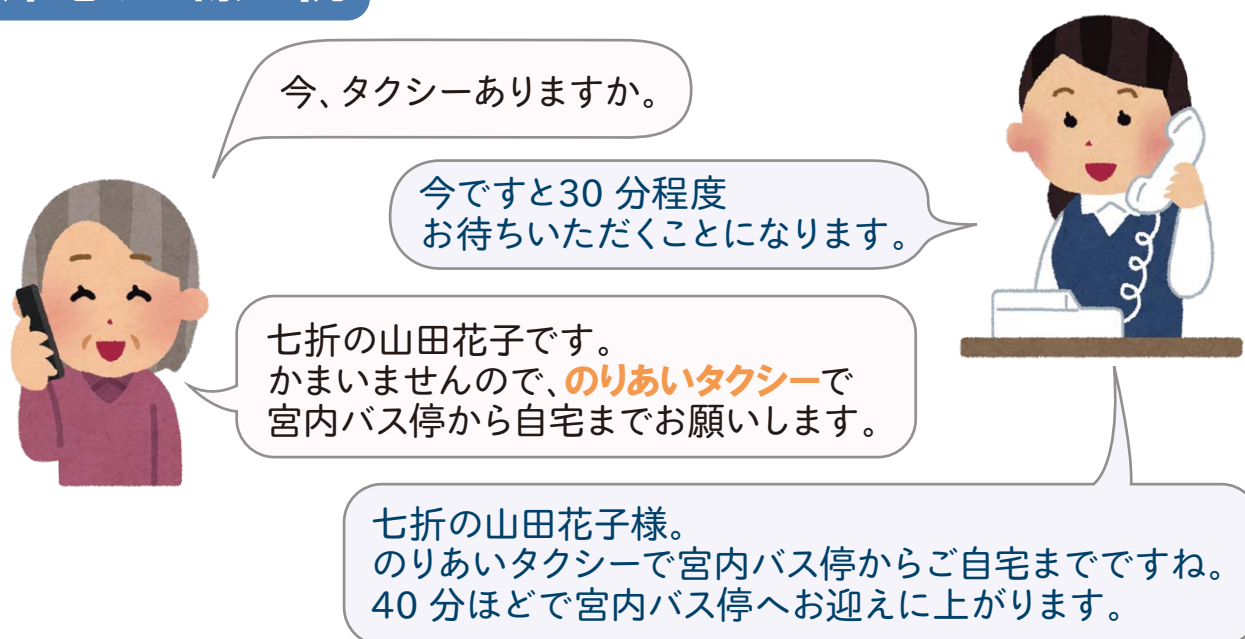
砥部タクシー（☎958-3311）へ電話で申し込みます。

受付日時：月～土曜日（※祝日、振替休日、12月29日～1月3日は運休）の9:00～16:00

外出する際の例



帰宅する際の例



砥部のりあいタクシー申し込み時に電話で伝える内容

○のりあいタクシーの利用であること

※のりあいタクシーの利用である旨をはっきり伝えないと、普通のタクシー扱いとなり、のりあいタクシー料金200円ではなく、普通のタクシー料金となります。

○住所、名前

○乗る場所、降りる場所

こんなとき
どうするの？

砥部のりあいタクシー

Q & A

こんなこと
できないの？

Q.

自分が住んでいる
区域内の移動にしか
使えないの？

A.

いいえ、同一区域内の移動に限定されているだけであって、利用者の居住地は問いません。
例えば、万年地区にお住まいの方が高尾田バス停からフジ砥部店へ行く場合、同一区域内の移動であるため、のりあいタクシーを利用できます。

Q.

通院している医院は、
隣の区域にある
けれど、その医院
への通院には
利用できないの？

A.

区域をまたぐ利用はできませんので、通院している医院までの利用はできません。
路線バスと併用してご利用いただくか、のりあいタクシーではなく普通のタクシーを利用させていただくことになります。

Q.

区域内の医療機関と
あるけれど、はり・
灸院への通院には
利用できないの？

A.

医療機関とは、小児科、内科、外科、整形外科、耳鼻科、歯科、総合病院としています。はり・灸院、マッサージ院、整骨院、接骨院への移動には利用できません。
目的地の近くの乗降場所までのりあいタクシーを利用いただき、目的地まで歩いていただくか、のりあいタクシーではなく普通のタクシーを利用させていただくことになります。

Q.

区域内の商業施設と
あるけれど、銀行や
郵便局、理髪店や
美容院との移動には
利用できないの？

A.

砥部のりあいタクシーでは、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストアを商業施設と定義しています。金融機関（銀行・郵便局等）、理髪店・美容院、コンビニエンスストア、その他の商店への移動には利用できません。
目的地の近くの乗降場所までのりあいタクシーを利用いただき、目的地まで歩いていただくか、のりあいタクシーではなく普通のタクシーを利用させていただくことになります。

Q.

利用するには、
いろいろ制約が
あるけれど、
普通のタクシーの
ようにもっと使い易く
できないの？

A.

民間路線バスが運行している地域であり、民業圧迫とならないように民間路線バス事業者との合意の上、運行区域を3つに分けています。
また、のりあいタクシー料金と普通のタクシー料金との差額は、町が負担します。つまり税金で賄いますので、安易に利用を促進することは、過度な財政負担を招く恐れがありますので、ご理解ください。